

石炭鉱業に係る税制

項	目	制度の仕組み	関係法令	期限	備考
1	鉱業用坑道等の特別償却制度	坑道等 = 坑道の他、機械装置、車両運搬具等、工具等について取得価格相当額の一時損金処理	租特法 49 条第 1 項 (施行令 29 の 5、施行規則 20 の 18、H5 大蔵省告示)	H15.3.31	
2	原油等に対する関税制度	・原油関税は現行 215 円/kI を H14 ~ H17 年度...170 円/kI ・石油製品関税は H14 以降税率を引下げ H17 迄税率固定	石炭並びに石油エネルギー需給構造高度化対策特別会計法 関税定率法 関税暫定措置法 (27 項)	H18.3.31	
3	産炭地域 (閉山地域を含む) における工業機械等特別償却	次の区分により取得した事業用生産設備について初年度に限り普通償却の他に特別償却が認められる。 1. 産炭法 6 条地域においては取得価格が 2,100 万円を超える設備について 2. 機械及び装置 10/100 工場用建物 5/100 稼働に炭鉱地域については 2,100 万円以上の設備について 3. 機械及び装置 12/100 工場用建物 6/100 炭鉱閉山地域については 1,900 万円以上の設備について 4. 機械及び装置 16/100 工場用建物 8/100 炭鉱閉山地域については 1,900 万円以上の設備について 5. 機械及び装置 8/100 工場用建物 8/100	租特法 45 条第 1 項 6 号、令 28 条の 14 第 1 項 第 6 号 " 7 号 " " 8 号 "	H13.11.12 H13.11.12 H13.11.12	
		産炭法 6 条地域において一定面積以上の土地を取得した者が次の価格に減価償却資産を算入した場合は、当該土地について非課税とする。 1. 製造業 2,500 万円超 2. 梱包業 2,500 万円超 3. 情報・自然 4,800 万円超	地方税法 58 条第 2 項 1 の 9 (令 54 条の 13 の 9 に規定する区域は 2 条地域、事業は梱包業・情報処理サービス業及び自然科学研究所に係わる事業)	H13.11.12	
		・既設分について資産割・従業者割とも 2 分の 1 控除。 ・ H13/4/1 以降、最初に終了する事業年度分まで。 ・ 釧路市及び外海町は事業所税の徴収対象外市・町 (人口 30 万人以上の市が徴収対象)。	法附則第 32 条の 8		
4	産炭地域における特別土地保有税の非課税制度	産炭法 6 条地域において一定面積以上の土地を取得した者が次の価格に減価償却資産を算入した場合は、当該土地について非課税とする。 1. 製造業 2,500 万円超 2. 梱包業 2,500 万円超 3. 情報・自然 4,800 万円超	地方税法 58 条第 2 項 1 の 9 (令 54 条の 13 の 9 に規定する区域は 2 条地域、事業は梱包業・情報処理サービス業及び自然科学研究所に係わる事業)	H13.11.12	
5	地域公団が造成した土地の譲渡を受けて設置した事業所等に係る事業所税の非課税制度	・既設分について資産割・従業者割とも 2 分の 1 控除。 ・ H13/4/1 以降、最初に終了する事業年度分まで。 ・ 釧路市及び外海町は事業所税の徴収対象外市・町 (人口 30 万人以上の市が徴収対象)。	法附則第 32 条の 8		
6	露天炭鉱における跡地復旧費用の積み立て準備金制度		租特法 55 条の 6	H15.3.31	
7	産業活力再生特別措置法による事業革新設備等の特別償却	・対象設備は、自走式ボルト打設機及び高性能自走枠 ・取得時において、事業革新設備は 18%、事業構造変更を併せ行なう場合は 24% の割増償却。	産業活力再生特別措置法第 17 条第 2 項の定めによる租税特別措置法第 44 条の 4 第 1 項		
8	エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は	石油代替エネルギー利用設備等の対象設備を事業の用に供した	租特法 42 条の 5 第 1 項 第 2 号、同第 2 項	H14.3.31	
9	土地の譲渡益に係る重課税	土地の売却益に対し法人税の他、所有期間に応じた税率による譲渡税 2 ~ 5 年所有は 10%、5 年超所有は 5% 当該重課税は、平成 12 年 12 月 31 日までの譲渡分については課税停止される。	租税特別措置法第 62 条の 3 及び第 63 条 ... 土地譲渡益重課税 租税特別措置法第 62 条の 3 第 1 項 3 項及び第 63 条第 7 項 ... 土地譲渡益重課税の課税停止		
10	適格退職年金積立金に係る特別法人税の課税停止	適格退職年金積立金残高に対し 1% 平成 11 年 4 月 1 日 ~ 13 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度の分については課税停止	法人税法第 87 条... 特別法人税 租特法 68 条の 4... 課税の停止	H15.3.31	
11	固定資産税 (償却資産) の課税標準の特例制度	H8/1/2 ~ H12/3/31 の間に取得したもの (除外規定あり) について 6 分の 1 にする	地方税法附則第 15 条の 3 6 項... 変電又は送電施設等に対する課税標準の特例	H12/3/31 で廃止	
		S62/4/1 以降に取得したものについて、H10 及び 11 分について 2 分の 1 にする	同附則第 15 条の 5 項... 公共の危害防止のために設置された施設・設備 (鉱さい、坑水、廃水、鉱煙、ダイオキシンの処理施設) 課税標準の特例	H14.3.31	
		H4/7/4 以降に取得したものについて、H10 及び H11 分について 3 分の 1 にする	同附則第 15 条の 8 項... 「公共の危害防止... 設置された 1 ~ 5 項及び 7 項の設備で、既存設備に代えて設置するうち危害防止に著しく効果の高い施設の課税標準の特例 同附則第 15 条の 9 項... 「公共の危害防止... 設置された一般粉じんを処理する施設」の課税標準の特例	H14.3.31 H14.3.31	